

寺ヶ池公園リニューアル計画策定業務
プロポーザル実施要領

令和6年4月

河内長野市 都市づくり部 公園河川課

本要領は、河内長野市（以下、「本市」という。）が寺ヶ池公園リニューアル計画策定業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

応募提案をしようとする者は、本要領及び「寺ヶ池公園リニューアル計画策定業務仕様書」を熟読の上、本要領に定める提案書を作成するものとする。

1. 業務の目的

寺ヶ池公園は、昭和39年に開設された本市唯一の総合公園であり、市内最大のため池である寺ヶ池を囲うように整備された自然豊かな公園で、令和3年11月には世界かんがい施設として寺ヶ池が追加されたことから、子どもだけでなく大人も楽しめる多世代交流の場として利用されている。

しかし、当公園は整備後かなりの年数が経過しており、公園内全域において施設の老朽化が進んでいるため、周辺環境の変化やニーズの変化等を踏まえ、公園全体のリニューアルが必要である。また、近隣にある赤峰市民広場が産業用地化として整備されることとなっており、公園機能の代替え地としても期待されている。

本業務は、公園の魅力向上を図ることを目的とし、市民ニーズ調査・分析等を行い、時代に合った公園整備を検討するとともに、様々な世代の方が安心・快適に利用できるような遊び・憩いの空間創出を目指すため、公園全体のリニューアル計画を策定するものである。併せて、現在不足している駐車場について、利用者が快適に利用できるよう、必要台数の精査や適切な配置計画の検討を行い、駐車場の拡張を行うための詳細設計を行うものである。

2. 業務の概要

(1) 委託業務名

寺ヶ池公園リニューアル計画策定業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務の内容

寺ヶ池公園リニューアル計画策定業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月20日まで

(4) 提案上限金額

12,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※金額は契約額や予定額を示すものではなく、提案にあたっては上記金額を超えないことに留意すること。なお、限度額を超えた提案は無効とする。また、消費税額は10%で算出すること。

3. 参加資格要件

次の各号に掲げる要件の全てに該当する者は、「河内長野市の入札等に係る令和6年度有資格者名簿」への登録の有無に関係なく、参加することが出来る。

- (1) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - 一 契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同上第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者。
- (2) 営業について免許、許可又は登録を要するものにあつては、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- (3) 令和6年4月1日現在において、引き続き2年以上その営業を行っていること。
- (4) 国税及び市町村税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
- (6) 河内長野市から指名停止措置等を受けていない者
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から3箇月を経過している者
- (8) 近畿府県外において談合の容疑により会社の代表者、役員又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたことが明らかになった場合、その日から3箇月を経過している者
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生計画を認可された者を含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生計画を認可された者を含む。）
- (10) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者
- (11) 自治体、その他公共団体、民間において、地区公園以上の公園を対象とした本委託業務と同種または類似の業務受託運用実績があり、この公告の日までに適正に契約を履行（契約満了）した実績を複数有すること。ただし、現在履行中のものについては、通算の実績に含めて差支えないものとする。なお、労働者派遣契約は実績に含めない。
- (12) 業務責任者については、技術士（総合技術管理部門／建設—都市及び地方計画または建設部門／都市及び地方計画）の資格を保有し、同種または類似の業務実績を有するものとする。

4. プロポーザル実施スケジュール

プロポーザル選考スケジュールは下記のとおりとする。

(1) 実施要領の交付	令和6年4月11日(木)
(2) 質問書の受付	令和6年4月18日(木) 正午まで
(3) 質問書に対する回答	令和6年4月24日(水)
(4) 参加表明書の受付	令和6年4月30日(火) 午後5時30分まで
(5) 参加資格の審査結果通知	令和6年5月2日(木)
(6) 企画提案書の受付	令和6年5月7日(火) 午前9時から 5月15日(水) 午後5時30分まで
(7) ヒアリング(概要説明含む)	令和6年5月17日(金) 午前(予定) 日時は5月16日(木)までに連絡する。 ※一次書類審査を行う場合、審査結果に基づき、ヒアリングの参加の可否について連絡を行う。
(8) 候補者選定日	令和6年5月下旬頃
(9) 業務委託に係る協議	
(10) 業務委託に係る契約	
(11) 業務委託に係る運用開始	

5. プロポーザルの内容

(1) 実施要領の交付に関する事項

① 交付方法

ア. 実施要領の交付は、河内長野市ホームページ上で行う。

(実施要領及び各種申請書類は、河内長野市ホームページからダウンロード可)

イ. 令和5年度実施の基礎調査のデータは、参加を検討する者に直接交付する。

<事務局>

河内長野市役所 都市づくり部 公園河川課

住所 〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

電話番号 0721-53-1111

メールアドレス: kouenryokuchi@city.kawachinagano.lg.jp

<市ホームページ>

URL: <https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/23/>

② 交付開始日

令和6年4月11日(木)

(2) 参加表明書に関する事項

① 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)するものとする。

②提出書類

- ・プロポーザル参加表明書（様式第1号）
 - ・会社概要書（様式第2号）
 - ・実績報告書（様式第3号）
- 参加資格要件において、本市の入札等に係る令和6年度有資格者名簿に登録の無い者については、次の書類を添付すること
- ・法人の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（3カ月以内に交付されたもの）
 - ・定款、寄付行為
 - ・国税の納税証明書（その3の3）、及び市町村税の未納がないことの証明書
 - ・印鑑証明書

③受付期間

令和6年4月30日（火）午後5時30分まで
※郵送の場合、令和6年4月30日（火）必着。

④提出部数

原本1部

（3）質問書の提出に関する事項

①提出方法

企画提案書の作成・提出にあたり質疑等がある場合は、電子メールで送信することとする。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

②質問書の様式

様式は自由とするが、電子メールの表題は「「寺ヶ池公園リニューアル計画策定業務」プロポーザルに関する質問」とすること。（送信データの容量は3MB以内）
なお、必ず業者名、及び担当者の氏名、連絡先を記入すること。また、電話連絡により本市に受信確認を行うこと。

③受付期間

令和6年4月18日（木）正午まで

（4）質問書に対する回答に関する事項

①回答方法

- ・提出された質問事項を全て取りまとめて、河内長野市ホームページ上に回答を公表する。
- ・質問に対する回答は、本要領の追加または修正とみなす。

②回答（予定）

令和6年4月24日（水）予定

(5) 企画提案書に関する事項

①提出方法

- ・参加表明書を提出した者のみが企画提案書を提出することができる。
- ・持参又は郵送（書留郵便に限る）するものとする。
- ・期限までに提出されなかった場合、参加する意思がないものとして辞退したものとみなす。
- ・辞退をした場合にあってはその後辞退したことによる不利益は生じない。

②提出書類

- ・プロポーザル企画提案書（様式第4号）
- ・業務実施体制（様式第5号）
- ・業務スケジュール（任意書式）
- ・見積書（様式第6号）

③受付期間

令和6年5月7日（火）午前9時から5月15日（水）午後5時30分まで
※郵送の場合、令和6年5月15日（水）必着。

④提出部数

上記の書類を順番にA4ファイルに綴じて、ファイルの表紙及び背表紙に参加事業者名を記載したもの11部（原本1部、写し10部）を提出すること。

⑤提案項目

提案書は次の項目を含めた内容とすること。提案に際しては、市民ニーズを調査し、様々な世代の方の遊び・憩いの場となり、賑わいあふれる公園を目指す内容となるよう、自由に提案すること。

- ア．市民ニーズの調査方法
- イ．公園全体の施設配置計画

⑥企画提案書作成上の留意事項

- ・企画提案書には、別紙「仕様書」の「業務内容」の各項目における具体的な取り組み内容について記載すること。ただし、「業務内容」のうち「B．駐車場拡張に係る実施設計」については提案に含めないこと。（含んでいた場合は、該当部分は採点対象外とする。）
- ・用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとすること。
- ・文字サイズは、11ポイント以上で作成し、ページ番号を記入すること。
- ・両面印刷で10ページ以内（表紙はページ数に含めない）とすること。なお、イメージ図などでA3版を挿入する際は2ページとみなす。
- ・提案内容は、できるだけ具体的に記載すること。

(6) 候補者の選定に関する事項

①審査委員会

優先交渉権者の選定は、寺ヶ池公園リニューアル計画策定業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。

②選定方法

審査委員会は、企画提案書の提出者を対象に企画提案書及びヒアリングに基づき、「企画提案書の審査基準」〈別紙1〉のとおり採点を行い、最低評価点（60点）を上回る者の中から評価点の高いものから順に、最優秀提案者1者、次点提案者1者を選定する。なお、本業務に関連する提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした独自の提案がある場合は、その内容も加味し審査を行う。

また、同点の場合は、審査委員会の協議により、最優秀提案者と次点提案者を選定する。ただし企画提案書提出者が1者の場合は最優秀提案者1者のみの選定となる。

③一次書類審査について

応募者多数の場合は、審査委員会において、企画提案書に基づき上記選定方法により一次書類審査を実施し、ヒアリング対象事業者を選定する。

④ヒアリングについて

審査委員会は、事前に提出した企画提案書に基づき、下記の通りヒアリングを実施する。

	留意事項
開催日及び場所	令和6年5月17日（金） 午前（予定） ヒアリングの時間帯・場所は事前に連絡する。
時間	35分以内
内容	提出した企画提案書の概要説明（20分以内） 企画提案書に対する質疑応答（15分以内）
出席者	3名以内
出席者の条件	優先交渉権者となった場合に、本業務の責任者及び担当者となる予定の者を必ず含むこと。
使用機器等	提出された企画提案書に基づき説明する。 なお、概要説明にスライド、パワーポイント等を使用する場合は、事前に報告するとともに、使用するパソコン、プロジェクタ等の機器は各参加者で用意し、当日持参すること。なお、スクリーンは事務局で用意する。
新型コロナウイルス感染症等の予防	体調のすぐれない者の参加は控えること。 参加者はマスクを着用し、アルコール消毒等を行い、感染症対策を十分に行うこと。

＜辞退する場合＞

ヒアリングの実施までに参加者の都合により辞退する場合には、書面により（任意様式）記名押印の上、持参又は郵送することとする。ただし、辞退した場合であっても、その後辞退したことによる不利益は生じない。

⑤審査結果の通知

選考結果は採否に関わらず、令和6年5月下旬頃に文書で通知する。なお、審査結果は、最優秀提案者（優先交渉権者）の企業名及び採点結果、次点者の採点結果を、令和6年5月下旬以降に河内長野市ホームページに掲載する。

6. 契約に関する事項

①契約の締結

河内長野市は、選定で最優秀提案者となった者と業務内容及び委託金額について協議し、協議が整った場合は、その協議内容に基づき本業務の随意契約を行う。

ただし、最優秀提案者と協議が整わない等の理由で契約が不調となった場合は、次点者を交渉権者として協議を行う。

②契約者

河内長野市

③契約保証金

河内長野市契約事務規則（平成8年河内長野市規則第7号）第44条の規定による。

7. 参加者の欠格に関する事項

参加者は、以下のいずれかの事項に該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 実施要領に違反すると認められる場合
- (6) その他、指示した事項に違反した場合

8. その他

- ・本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- ・企画提案書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りに基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- ・本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに企画提案書等の内容が無償で使用できるものとする。
- ・企画提案書等は返却しない。なお、提出された書類は選定以外の用途には使用しない。

- ・企画提案書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、企画提案書等を公開する場合がある。
- ・提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負う。
- ・本プロポーザルに対し、2以上の提案はできないものとする。
- ・見積金額は契約金額を保証するものでなく、本業務に係る費用の見込み額とする。
- ・本プロポーザルは、本業務に対する優れた考え方を有する設計者を選定するものであり、企画提案書の提案内容が実際の事業内容にそのまま採用されるものではない。

別紙1 審査基準

項目		評価内容	配点
会社概要・実績・技術力		<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を履行するための十分な経験、技術力を有するか。 ・同種または類似業務の受託実績が十分であるか。 	10
業務内容	業務の取り組み方針・具体的な取り組み内容	・本業務の趣旨・目的を理解したうえで、取り組み方針が明確に示されているか。	10
		・取り組み内容が具体的かつ、本業務の目的を達成することができる内容であるか。	10
		・ニーズの把握手法について、効果的かつ実現性がある内容であるか。	20
		・施設配置計画の検討について、公園全体の利活用に向けた具体的な提案となっているか。	20
	実施体制	・本業務を履行するうえで、適切な実施体制が構築できているか。	10
	スケジュール	・本業務を履行するうえで、適切なスケジュールであるか。	10
提案価格		最低見積価格 / 当該事業者の見積価格 × 10 (小数点以下切捨て)	10
			100